

V 災害に強い水産地域づくりに向けて

1. 災害に強い水産地域づくりの手順

【基本的考え方】

それぞれの水産地域で、災害に強い水産地域づくりを目指すには、「IV 水産地域における災害への対応」で掲げられた事項をもとに、以下の手順で取り組むことが必要です。

- ① 取組状況の確認
- ② 予想される被害状況の整理
- ③ 計画の策定
- ④ 計画の検証・見直し

【解説】

前章までは、災害に強い水産地域づくりの全体像を示したものです。それぞれの水産地域で災害に強い水産地域づくりを目指すには、前章までに掲げられた事項を踏まえ、水産地域防災協議会のメンバーが一緒になって、以下の手順で作業を進めます。

① 取組状況の確認

水産地域で実施されている防災減災の取組について確認します。

※「2. 災害に強い水産地域づくりチェックリスト」(p. V-3) を使います。

② 予想される被害状況の整理

対象とする災害（地震・津波、風水害）が生じた場合、予想される水産地域の被害について整理します。

※「災害に強い水産地域づくりマニュアル」を使います。

③ 計画の策定

災害に強い水産地域づくりに向けて減災計画、水産物の生産・流通に関するBCP、事前復興計画を策定します。

※「災害に強い水産地域づくりマニュアル」を使います。

④ 計画の検証・見直し

計画策定後、実効性の向上のため PDCA サイクルによる計画の検証・見直しを行います。

※「災害に強い水産地域づくりマニュアル」を使います。

水産庁が提示している「災害に強い水産地域づくりマニュアル」（水産地域の安全・安心の確保編※）（水産物の生産・流通機能の確保編）（迅速な復興まちづくり編）は、個々の水産地域において、市町村等の地方公共団体や漁業関係者、さらに地域住民など関係者の方々が、被害の最小化、生産・流通の早期再開、暮らし・コミュニティの継続のために取るべき行動計画（減災計画、BCP（事業継続計画）、事前復興計画）をできるだけ容易に策定するための手引きとなっています。調査・計画にあたっては、これらの手引きを参照することが有効です。

減災計画とは、地震・津波災害や風水害からみなさんの命や暮らしを守り、被害を最小限に抑え、地域の総合的な防災力を向上するための行動計画、BCP（事業継続計画）とは、漁業活動を早期に再開するための行動計画、事前復興計画とは、被災後まちが迅速に復興するための行動計画であり、地震・津波災害や風水害が起こる前に日頃の備えとしてみんなで作っていきます。

地域のみなさんが同マニュアルに沿って話し合っていくと、地震・津波災害や風水害に対する「地域の特性」や「地域の問題点」、「地域で取り組むべき対策」が明らかになり、これらの計画が出来上がります。

詳しくは、同マニュアルをご覧ください。

※「災害に強い水産地域づくりマニュアル」の水産地域の安全・安心の確保編と迅速な復興まちづくり編は令和5年公表予定。

2. 災害に強い水産地域づくりチェックリスト

災害に強い水産地域づくりのガイドラインを参考に、地域防災協議会のメンバーと一緒に、あなたの住む水産地域の取り組み状況についてチェックリストをもとに確認してみましよう。本チェックリストは取り組み状況を最初にチェックするものです。本ガイドラインを踏まえ、各地域でチェック項目を増やし、チェックリストの充実を図るのが望ましいです。

表-V-1 チェックリスト (案)

チェック項目 (案)	✓	ガイドライン 関連ページ
1. 組織づくり・ネットワークづくり		
■水産地域の安全・安心確保		
○市民、行政、企業等幅広い参画者による△△水産地域防災協議会が組織されているか。		III-4~5
○△△水産地域防災業議会では、漁港担当部局と防災担当部局が連携をとっているか		III-4~5
○△△水産地域防災業議会は女性がメンバーとして参画しているか		III-4~5
○地域ごとの自主防災組織があるか		III-6~8
○その他日常的に活動している既存組織（町内会等）はあるか		III-6~8
■水産物生産・流通機能の確保		
○水産地域の水産・流通に関係した各主体により構成され、中核的な組織又は市町村担当課、市場関係者等が代表を務める水産地域 BCP 協議会が設立されているか。		IV-2-7~9
■復興まちづくり		
○水産地域の復興まちづくりを進めていくための、行政と漁業者、水産関係者、地域住民等が一体となって取り組む体制が作られているか。		IV-3-4
○復興まちづくりを進めるにあたり、行政において、窓口を一本化したり、所管部所管の連携がとれたりしているか。		IV-3-7
■受援体制、ネットワークづくり		
○受援体制は構築されているか。		III-9~10
○水産地域間ネットワークが構築されているか		IV-1-80~81
○広域ネットワークが構築されているか		IV-1-82
2. 被害想定		
■地域防災計画		
・地域防災計画が策定されているか		I-11~12
・P D C A を通じた計画の持続的改善に取り組んでいるか		V-6
■被害想定		
○地震・津波に関する被災想定がされているか		II-27~35
○風水害に関する被災想定がされているか		II-27~35
■ハザードマップ		
○ハザードマップがあるか		IV-1-27~33
○危険箇所等が調査把握されているか		IV-1-27~33
・背後集落の急傾斜や砂防地域等		IV-1-27~33
・危険物（貯油タンクや灯油タンク等）貯蔵施設		IV-1-74~75
○被害拡大防止のための対策がされているか（二次災害対策）漂流物、危険物、火災等		IV-1-70~77, 92, 93
3. 避難計画		

○避難の基本ルール等が定められているか		IV-1-6~23
・陸上避難の基本ルール等が整備されているか		IV-1-6~14, 17~23
・海上避難の基本ルール等が整備されているか		IV-1-6~16, 22~23
・要配慮者への対応が決められているか		IV-1-25~26
○避難経路・避難場所が定められているか		IV-1-3~5, 27~33
・避難経路が定められているか		IV-1-27~33
・避難経路や避難場所が整備されているか		IV-1-27~33
・避難場所の面積（収容能力）を把握しているか		IV-1-27~33
・避難対象者として漁業就労者、来訪者、外国人等を想定しているか		IV-1-3~5, 25, 31, 86~87
■地震・津波時の避難		
・地震・津波に対する避難場所が定められているか		IV-1-27~32
・避難ルートと避難に要する時間、津波到達時間の関係を把握しているか		IV-1-27~32
・避難海域が定められているか		IV-1-6~16
■風水害時の避難		
・風水害に対する避難場所が定められているか		IV-1-33
・避難経路と避難に要する時間を把握しているか		IV-1-33
■避難所		
・避難所に非常用の食料等が整備されているか		IV-1-34~38
・避難所に非常用電源が確保されているか		IV-1-28~33
・地域コミュニティ単位で避難所の運営が可能か		IV-1-34
・避難所の運営に女性の視点が入っているか		IV-1-34
■情報伝達		
○災害時の情報伝達体制は組まれているか		IV-1-40~45, 86
・非常時の情報通信インフラが確保されているか		IV-1-40~45
・非常時の情報通信インフラの地震対策は行なわれているか		IV-1-40~45
・非常時の情報通信インフラの津波対策は行なわれているか		IV-1-40~45
・緊急時に音や文字で知らせる装置が整備されているか		IV-1-40~45
・沿岸の小型船舶に情報を伝達する手段を確保しているか。		IV-1-40~45
■避難誘導體制		
・避難経路や避難場所について誰にでもわかる標識が整備されているか		IV-1-45
・避難経路の照明設備は停電時においても機能するか		IV-1-45
・外来者に津波到来の危険性を伝える表示（標識）があるか		IV-1-45
・監視カメラや地震センサー等の情報取得機器が整備されているか		IV-1-45
4.水産地域の総合的な防災・減災対策		
4. 1 支援根拠地としての漁港における必要な施設整備		
○耐震、耐津波、耐波浪の性能を持つ岸壁、防波堤等を有する港があるか		IV-1-55~57
○耐震構造の避難施設等を有しているか		IV-1-28~33
4. 2 集落の孤立への対応		
○集落の孤立危険性に関する状況を把握しているか		IV-1-58~62
・孤立に対する防止対策がとられているか 陸のルートの確保（幹線道路整備等） 海のルートの確保（岸壁の耐震化等） 空のルートの確保（ヘリポート整備等）		IV-1-58~62
・情報孤立に対する対策が取られているか		IV-1-58~62

衛星携帯電話、防災行政無線等の通信手段の確保 通信手段の確保のための非常用電源		
4. 3 オープンスペースの確保		
・活用可能なオープンスペースが確保されているか		IV-1-63~66
・ヘリコプターが離発着可能なスペースが確保されているか		IV-1-63~66
4. 4 水門・陸閘等の適切な管理運営		
・水門、陸閘の操作が自動化されているか		IV-1-67~69
・水門、陸閘のバックアップ設備（電源設備、通信設備等） が設置されているか		IV-1-67~69
4. 5 二次災害の防止		
・漂流防止策はとられているか。		IV-1-70~73
・漂流物の早期除去体制はとられているか。		IV-1-70~73
・給油タンク等の危険物の配置は把握しているか。		IV-1-74~77
・給油タンク等の危険物の防災対策はとられているか。		IV-1-74~77
・消化栓や防火水槽等の消防水利は確保されているか		IV-1-76~77
・集落内の防火対策がとられているか。		IV-1-76~77
・消火体制はつくられているか。		IV-1-76~77
4. 6 災害協定の締結		
○【漁港及び漁港海岸】と【漁場等】に大別した災害協定を締結しているか。		IV-1-78~79
○漁港に精通した建設業団体と災害協定を締結しているか。		IV-1-78~79
○水産業協同組合と災害時の流木撤去作業の役割分担等について協議しているか。また、必要に応じて災害協定を締結しているか。		IV-1-78~79
○災害協定の目的を「災害時における漁港での応急対応」と明確に定めているか。		IV-1-78~79
5.水産物の生産・流通の確保		
○水産物の生産・流通拠点において、事業継続計画が策定されているか、位置付けられているか		IV-2-1~29
・水産物の生産・流通機能の被害が想定されているか		IV-2-12~15
・水産物の生産・流通機能関連設備の代替策や代替流通ルート確保等の対策が検討されているか		IV-2-16~22
○応急復旧の優先順位が定められているか		IV-2-25
6.事前復興計画		
○事前復興計画はたてられているか。		IV-3-22~25
○集落の現状について把握できているか		IV-3-26~27
○地籍調査などが行われているか。		IV-3-26~27
○集落の将来の姿について予測できているか。		IV-3-29~37, 45
7.普及・啓発		
○避難経路、避難場所等が周知されているか		IV-1-48~50
○パンフレットを全戸（企業、観光施設等含む）に配布しているか		IV-1-48~50
○性別・国籍を問わず、地域住民に加え、来訪者への周知に取り組んでいるか		IV-1-48~50
○避難訓練を実施しているか		IV-1-51~54
○組織毎、地域毎での防災への取り組みが実施されているか		III-4~15
8.その他		
○防災力と同義である地域維持・振興の取組があるか		IV-3-48~52

3. 計画の策定および計画の検証・見直し

3-1 災害に強い水産地域づくりのための計画策定

水産地域における防災対策は、総合的な漁港漁村整備の一環として位置付けられ、地方自治体の総合計画、長期計画や地域防災計画等のもとに計画されるものです。

具体的な施策は関連する個別事業またはそれらの組み合わせにより実施されるため、漁港漁場整備長期計画、社会資本整備重点計画、その他の関連事業計画等を網羅した地区の総合整備計画を策定する中で、防災対策はその一部を構成するものとなります。さらに、老朽木造家屋の撤去・更新や家屋等の耐震性・耐火性の向上、用地確保のための住宅移転等は個人財産に関わるため、地区単位での防災組織づくりには積極的な住民参加が不可欠であるなど、住民レベルでの対策も重要な要素です。

災害に強い水産地域づくりのためには、避難及び総合的な防災・減災対策を目的とした防災・減災計画、水産物の生産・流通機能の確保を目的としたBCP（事業継続計画）、迅速な復興まちづくりを目的とした事前復興計画を策定します。

計画の策定にあたっては、「災害に強い水産地域づくりマニュアル」（水産地域の安全・安心の確保編）（水産物の生産・流通機能の確保編）（迅速な復興まちづくり編）を参照することが有効です。

3-2 災害に強い水産地域づくりに向けた計画の検証・見直し

災害に強い水産地域づくりに向けて、策定した計画を、水産地域防災協議会が主体となってPDCAサイクルの取り組みを行うことが重要です。

PDCAサイクルとは

- ・ P l a n （計画）
- ・ D o （実践）
- ・ C h e c k （確認）
- ・ A c t i o n （改善）

を繰り返し行い、常により良い計画へと見直す方法です。

例えば、水産地域防災協議会のメンバーが実際に避難経路を歩き（Do）、地震で倒れそうなブロック塀がないか、高齢者でも避難できる手摺やスロープがあるか、夜間でも安全に避難できる照明があるか、などを確認（Check）し、改善すべき事項が見つければ計画を見直す（Action）することです（コラム参照）。

コラム

[参考資料集ページ]

- 「災害を超え、時代をつなぐ漁村の継承と再生」 ……p.54
- 「PDCAサイクルの取り組み」 ……p.55

4. 災害に強い水産地域づくりに向けた取組に対する国等の支援

【基本的考え方】

事前防災の観点から行う水産基盤等の整備・改良、あるいは、災害発生後における水産地域の円滑な復旧・復興のための各種の取組に対して、国等では各種支援策を用意しています。

災害に強い水産地域づくりに向け、こうした国等による支援策をあらかじめ把握しておくことが有効です。

【解 説】

4-1 災害に強い水産地域づくりに向けた国等による支援策

災害に強い水産地域づくりに向けた国等による支援策について、主なものを次表に示す。なお、国等による支援策は固定されたものではなく、地域での必要性や災害の規模や程度などに応じて変更されたり、新たに作られたりするものです。各水産地域のニーズ等を踏まえ、必要な支援策を発信していくことが支援策の充実化や新たな支援の事業化、制度化につながる可能性があります。

表-V-2 災害に係る主な支援制度 (1/2)

支援対象	適用時	事業、法律	内容	補助率等	激甚災の適用	その他特記事項	担当課担当班
漁港施設、海岸保全施設	災害時	負担法	漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設)、海岸保全施設、航路、泊地の埋めこみ、1箇所工事費が都道府県120万円以上、市町村60万円以上	2/3 (事業費/標準収入によりかさ上げあり) (北海道、離島、奄美、沖縄は4/5) ・地方財政措置(起債充当率100%、交付税参入率95%)で、事業主体の実質負担率1.7%	地方負担額/標準収入によりかさ上げあり。		防災漁村課水産施設災害対策室
漁港、海岸関連	災害時	漁港災害関連事業	負担法による漁港施設及び海岸保全施設の復旧とあわせて構造物の強化等の改良を行う。1件の工事費が都道府県800万円以上、市町村600万円以上	1/2等	地方負担額/標準収入によりかさ上げあり。		防災漁村課水産施設災害対策室
漁業集落	災害時	災害関連漁業集落環境施設復旧事業	漁業集落排水施設、水産乾燥用水施設、緑地・広場施設(植栽、運動施設等を除く)、防災安全施設工事費200万円以上	1/2	—		防災漁村課水産施設災害対策室
流木	災害時	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	海岸保全施設に漂着した流木及びゴミ等の集積・選別・積込、運搬及び焼却等の処分。複数の海岸を対象範囲とし、漂着量合計1km ³ 以上を対象。工事費200万円以上	1/2	—		防災漁村課水産施設災害対策室
漁業用施設	災害時	暫定法	沿岸漁場整備開発施設(消波施設等、着定基質に限る)、漁協の維持管理に属する漁港施設(外郭施設、係留施設、水場施設)。1か所工事費が40万円以上。漁港施設や海岸保全施設について、安全対策向上・強化等に資する整備を支援。	6.5/10 (暫定法による嵩上げあり)	—(漁業用施設は激甚法の対象外)		防災漁村課水産施設災害対策室
漁港施設、海岸保全施設	通常時	漁港機能増進事業	一事業当たりの計画事業費の上限は3億円、加減は1千万円。事業実施期間は、単年度整備を原則。	1/2等	—		計画課利用調整班
漁船(共同利用)	激甚災害時	激甚災指定の場合、共同利用小型漁船建造事業	被災都道府県にて被害小型漁船(5ト以下)の総数00隻超等の要件あり	1/3、都道府県1/3以上、合計2/3以上を漁協等へ補助	激甚災害の場合に限る		管理調整課沿岸漁業班
漁船(個人)	通常時	漁船保険	自然災害や不慮の事故によって漁船に生じた損害等を補填。加入漁船のうち100トン未満の漁船に対し、一定の要件の下に保険料の国庫負担を措置。	保険種類及び加入条件に応じ10%から60%			漁業保険管理官保険班
	災害時	制度資金(漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金、これら資金を5年間無利子化する事業)	①災害に係る漁業者の被災漁船の復旧等に必要な資金の融資 ・公庫資金(農林漁業施設資金) ・漁業近代化資金(1号資金)(修繕は対象外) ②上記資金の借入当初5年間の利子助成	①農林漁業施設資金-借入限度額(20t未満漁船-1,000万円、20t以上漁船-4億5千万円)、償還期間15年うち据置3年 漁業近代化資金-借入限度額(20t未満漁船-9,000万円、20t以上漁船-3億6千万円)、償還期間20年うち据置3年 ②無利子化上限額5,000万円、利子助成率2%以内		農林漁業施設資金の借入及び②は罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第1班
	通常時	水産業成長産業化沿岸地域創出事業(当初リース)	収益性の向上と適切な資源管理を両立させる計画に参加する漁業者が必要とする漁船・漁具等を、リース事業者が取得する際の経費等を支援。	1/2以内(上限額2.5億円、下限額150万円)			研究指導課資源増殖技術班
養殖施設(共同利用)	災害時	暫定法の共同利用施設	真珠、かき、ほたて貝等の養殖施設(魚類、海藻類の養殖施設も含まれる。)	概ね2割	告示地域は概ね9割(下限値が40万円-13万円)、その他地域は概ね5割	H30大阪府で養殖用の監視カメラの復旧実績あり	防災漁村課水産施設災害対策室
養殖施設(個人、法人)	激甚災害時	激甚災指定の場合、養殖施設災害復旧事業	養殖施設(個人所有施設)の復旧経費13万円以上のもの	9/10以内	激甚災害の場合に限る	新潟中越地震の際、コイの養殖場復旧実績あり	栽培養殖課栽培指導班
	通常時	漁業施設共済	供用中の養殖施設(浮流式養殖施設、はえ縄式養殖施設、い打ち式養殖施設、いかだ、網いけす)の損壊、滅失、流失又は沈没による損害を補償	共済掛金に対する国庫補助率:加入条件に応じ、補助限度率(60/100から75/100、契約割合が限度率以内であれば適用されない)の1/8から1/2			漁業保険管理官共済班
	災害時	制度資金(漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金、これら資金を5年間無利子化する事業)	①災害に係る漁業者の養殖施設の復旧に必要な資金の融資 ・公庫資金(農林漁業施設資金) ・漁業近代化資金(4号資金) ②上記資金の借入当初5年間の利子助成	①農林漁業施設資金-借入限度額(300万円)、償還期間15年うち据置3年 漁業近代化資金-借入限度額(個人-9,000万円、法人-3億6千万円)、償還期間5年うち据置2年 ②無利子化上限額5,000万円、利子助成率2%以内		農林漁業施設資金の借入及び②は罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第1班
	通常時	水産業成長産業化沿岸地域創出事業(当初リース)	収益性の向上と適切な資源管理を両立させる計画に参加する漁業者が必要とする漁船・漁具等を、リース事業者が取得する際の経費等を支援。	1/2以内(上限額1.5億円、下限額150万円)			研究指導課資源増殖技術班
漁具(定置網、まき網)	通常時	漁業施設共済	供用中の漁具(定置網、まき網)の損壊、滅失、流失又は沈没による損害を補償	共済掛金に対する国庫補助率:加入条件に応じ、補助限度率(60/100から60/100、契約割合が限度率以内であれば適用されない)の12.5/100から50/100			漁業保険管理官共済班
	災害時	制度資金(漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金、これら資金を5年間無利子化する事業)	①災害に係る漁業者の漁具の復旧に必要な資金の融資 ・公庫資金(農林漁業施設資金) ・漁業近代化資金(4号資金) ②上記資金の借入当初5年間の利子助成	①農林漁業施設資金-借入限度額(300万円)、償還期間15年うち据置3年 漁業近代化資金-借入限度額(20t未満漁船-9,000万円、20t以上漁船-3億6千万円)、償還期間5年うち据置2年 ②無利子化上限額5,000万円、利子助成率2%以内		農林漁業施設資金の借入及び②は罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第1班
	通常時	水産業成長産業化沿岸地域創出事業(当初リース)	収益性の向上と適切な資源管理を両立させる計画に参加する漁業者が必要とする漁船・漁具等を、リース事業者が取得する際の経費等を支援。	1/2以内(上限額1.5億円、下限額150万円)			研究指導課資源増殖技術班
養殖水産動植物被害	通常時	養殖共済	養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償	共済掛金に対する国庫補助率:加入条件に応じ、補助限度率(60/100から75/100、契約割合が限度率以内であれば適用されない)の1/8から55/100			漁業保険管理官共済班
漁獲金額等の減少	通常時	・漁獲共済 ・特定養殖共済 ・積立ふらず(漁業収入安定対策事業)	・漁獲共済:不漁等を原因とする漁獲金額の減収を補償 ・特定養殖共済:特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 ・積立ふらず(漁業収入安定対策事業):計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合には漁業者が拠出した積立金と国費により補てん(負担割合:漁業者1:国3)	・漁獲共済:共済掛金に対する国庫補助率:加入条件に応じ、補助限度率(60/100から80/100、契約割合が限度率以内であれば適用されない)の10/100から65/100 ・特定養殖共済:共済掛金に対する国庫補助率:加入条件に応じ、補助限度率(60/100から75/100、契約割合が限度率以内であれば適用されない)の1/8から55/100 ・掛金追加補助(漁業収入安定対策事業) 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済掛金の上乗せ補助を実施(法定補助を差し引いた金額の1/2)			漁業保険管理官共済班

表-V-3 災害に係る主な支援制度 (2/2)

養殖魚に被害が生じた場合、再開に必要な種苗購入	災害時	制度資金(漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金、これら資金を5年間無利子化する事業)	①災害に係る漁業者の養殖の再開のための種苗の購入に必要な資金の融資 ・公庫資金(農林漁業セーフティネット資金) ・漁業近代化資金(5号資金) ②上記資金の借入当初5年間の利子助成	①農林漁業セーフティネット資金一借入限度額(800万円(簿記帳簿を行っている場合は年間経営費の12分の6))、償還期間10年うち据置3年 漁業近代化資金一借入限度額(個人-9,000万円、法人-3億6千万円)、償還期間5年うち据置2年 ②無利子化上限額1,000万円、利子助成率2%以内		無利子化には罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第1班
	災害時	暫定法の共同利用施設	加工施設、倉庫、産地市場、種苗生産施設、電気供給施設、給水施設等(定置網は対象外) 1箇所の工事費が40万円以上	2/10	告示地域は概ね9割(下限値が40万円-13万円)、その他地域は概ね5割		防災漁村課水産施設災害対策室
共同利用施設	通常時	浜の活力再生・成長促進交付金	「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。	1/2等			防災漁村課構造改善施設班
	災害時	浜の活力再生・成長促進交付金(被災施設整備等対策)	被災した共同利用施設の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等を支援。	1/2等		対象災害を通知で規定	防災漁村課構造改善施設班
	通常時	制度資金(漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金)	・公庫資金(農林漁業施設資金) ・漁業近代化資金(修繕は対象外)				水産経営課金融第1班
加工流通に必要な加工機器	通常時	水産バリューチェーン事業のうち水産加工・流通構造改善促進事業	加工・流通業者等が、加工原料を新たな魚種に転換する取組や単独では解決困難な課題を連携して対処する取組、輸出を促進する取組を支援	1/2以内			加工流通課調整班
内水面種苗追加放流等	通常時(災害時)	浜の活力再生交付金(資源増殖目標、ソフト事業)	災害後の内水面水産資源復旧のために、地公体や漁協等が行う増殖に要する経費(調査、追加放流、産卵増成等)	1/2			栽培養殖課内水面指導班
内水面養殖施設及び養殖魚(個人又は法人)	災害時	制度資金(漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金、これら資金を5年間無利子化する事業)	①災害に係る漁業者の養殖施設の復旧又は養殖の再開のための種苗の購入に必要な資金の融資 ・公庫資金(農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金) ・漁業近代化資金(2号資金、4号資金、5号資金) ②上記資金の借入当初5年間の利子助成	①農林漁業施設資金一借入限度額(300万円)、償還期間15年うち据置3年 農林漁業セーフティネット資金一借入限度額(800万円(簿記帳簿を行っている場合は年間経営費の12分の6))、償還期間10年うち据置3年 漁業近代化資金一借入限度額(個人-9,000万円、法人-3億6千万円)、償還期間(資金により異なる) ②無利子化上限額(施設資金-5,000万円、運転資金1,000万円)、利子助成率2%以内		農林漁業施設資金の借入及び②は罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第1班
漁業者等に対する資金の円滑な融通	災害時	農林漁業セーフティネット資金及び当該資金を5年間無利子化する事業	①漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 ②上記資金の借入当初5年間の利子助成	①農林漁業セーフティネット資金一借入限度額(800万円(簿記帳簿を行っている場合は年間経営費の12分の6))、償還期間10年うち据置3年 ②無利子化上限額1,000万円、利子助成率2%以内		無利子化には罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第1班
	激甚災害時	災害からの復旧等に必要な資金の債務保証に係る実質無担保・無保証人及び保証料助成	①漁業近代化資金等 ②上記資金の引受に係る実質無担保(担保は漁業関係資産に限る)・無保証人及び保証料助成	定額 債務保証を引き受ける保証機関、保険機関に対して補助	—	長官が指定する災害(激甚災害)罹災証明書等の提出が必要	水産経営課金融第2班
漂着ごみ等	災害時	公共土木施設災害復旧事業	漁港内(泊地・航路)に流入した流木等の撤去 1箇所の工事費が都道府県120万円以上、市町村60万円以上	2/3等	かさ上げ措置あり		防災漁村課水産施設災害対策室
	災害時	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	海岸保全施設に漂着した流木及びゴミ等の集積・選別・積込、運搬及び焼却等の処分。複数の海岸を対象範囲とし、漂着量合計1千m3以上を対象。工事費200万円以上	1/2	—		防災漁村課水産施設災害対策室
	通常時	海岸漂着物等地域対策推進事業(環境省)	地公体が策定した地域計画に基づき海洋ゴミの回収・処理・発生抑制対策に関する事業に対し支援	9/10~7/10、さらに自治体負担に特別交付税措置			環境省(漁場資源課海洋保全班)
	通常時	水産多面的機能発揮対策事業	環境・生態系保全のため、活動組織が行う漂着流木やごみの回収・処理の取組を支援	定額			計画課企画班
	通常時	海洋環境整備事業(国交省)	海洋環境の保全及び船舶通航の安全確保のため、海洋環境整備船を運航し、浮遊ごみを回収(国交省直轄)				国交省(漁場資源課海洋保全班 ※有明海・八代海のみ)
堆積土砂	激甚災害時	激甚指定の場合、堆積土砂排除事業	漁業権が設定されている漁場で多量の泥土等が流入した場合、国から地公体に交付金を交付	50/100~90/100 標準税込区分に従う	激甚災害の場合に限る	S57豪雨・暴風雨による三重県の豪雨以降	漁場資源課漁場保全調整班
	通常時	水産多面的機能発揮対策事業	環境・生態系保全のため、活動組織が行う堆積土砂の排除等の取組を支援	定額		H28熊本地震で、制度化、H30西日本豪雨等で実績多数あり	計画課企画班
	通常時	水産環境整備事業(公共)	漁場の環境整備を目的に、浚渫、堆積土砂の排除、滞防等の整備を実施。	1/2等		H28熊本地震で実績あり	計画課事業班
災害廃棄物	災害時	災害等廃棄物処理事業(環境省)	市町村等が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助	1/2、さらに自治体負担に特別交付税措置	負担が一定水準を超えた市町村にあっては、特別交付税措置の残りについて、災害対策費により対処し、その元利償還金の一部についても特別交付税措置		環境省(漁場資源課海洋保全班 ※一部の漁業系廃棄物のみ)

4-2 水産基盤等の整備・改良に係る支援策

水産基盤等の整備・改良にあたり、活用できる事業制度を資料-2にまとめた。

4-3 災害復旧事業

(1) 漁港施設や海岸保全施設等の災害復旧及び改良復旧

災害復旧事業とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害によって必要となった事業で、被災した施設を原形に復旧することを目的とする事業である。

なお、以下のものを含む。

- ① 原形に復旧することが不可能な場合に、従前の効用を復旧するもの
- ② 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合に、これに代わるべき施設で復旧するもの

近年、台風・豪雨等の自然災害の頻発・激甚化により漁港等の被害額が増大しており、再度災害防止に繋がる改良復旧に向けた支援策として、災害復旧事業とあわせて行う災害関連事業がある。

【災害復旧事業の概念図】



図-V-1 災害復旧事業の概念図

【災害復旧事業】

事業名	施設種別										事業主体	主な採択条件	基準負担率及び補助率	
	外郭施設	漁港施設	輸送施設	漁業共同利用施設	漁業集落排水施設	村緑地・広場施設	漁業排水施設	防犯安全施設	海岸保全施設	大規模災害発生時処理				岸
漁港関係公共土木施設 災害復旧事業 (負担法)	●	●	●								●	・国 ・都道府県 ・市町村	・都道府県又は指定市が事業主体の場合 1箇所120万円以上の工事 ・市町村が事業主体の場合 1箇所60万円以上の工事	本土 2/3 離島 4/5 北海道 4/5 奄美 4/5 沖縄 4/5
漁業用施設災害復旧事業 (暫定法)	●	●	●	●								・都道府県 ・市町村 ・水産業協同組合	・1箇所40万円以上の工事	6.5/10
災害関連事業	●	●	●								●	・都道府県 ・市町村	・都道府県又は指定市が事業主体の場合 1件800万円以上の工事 ・市町村が事業主体の場合 1件600万円以上の工事	①漁港 5/10 ②海岸 本土 5/10 離島 5.5/10 北海道 5.5/10 奄美 2/3 沖縄 6/10

※1 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
 ※2 消波堤、離岸堤、遊堤、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路、着定基質（水産動植物の定着のための捨石工、コンクリートブロック工、敷砂工）
 ※3 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設

※4 水産業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの（水産物倉庫、水産業用生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設）
 地方公共団体の所有に係るもの（種苗生産施設、公害防止施設）

図-V-2 災害復旧事業

【災害復旧事業（負担法）の手続きフロー】

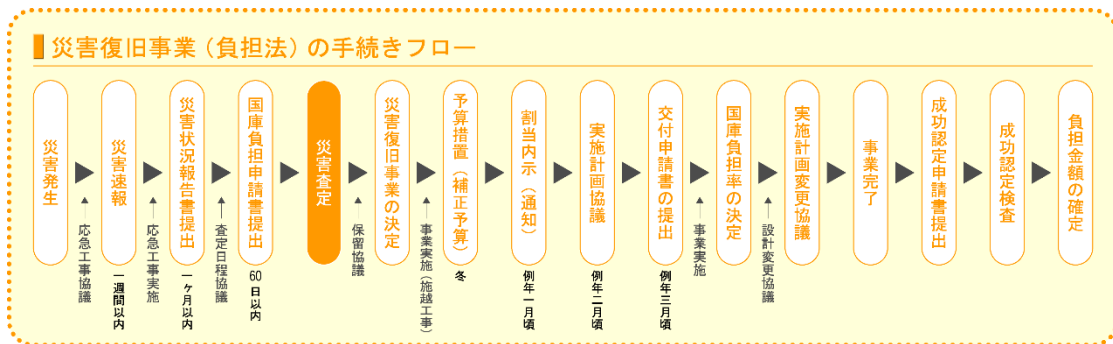


図-V-3 災害復旧事業（負担法）の手続きフロー

① 公共土木施設災害復旧事業

【根拠法令：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)】

<対象施設>

漁港

基本施設

外郭施設 (防波堤、防砂堤、護岸等)

係留施設 (岸壁、物揚場、船揚場等)

水域施設 (航路、泊地)

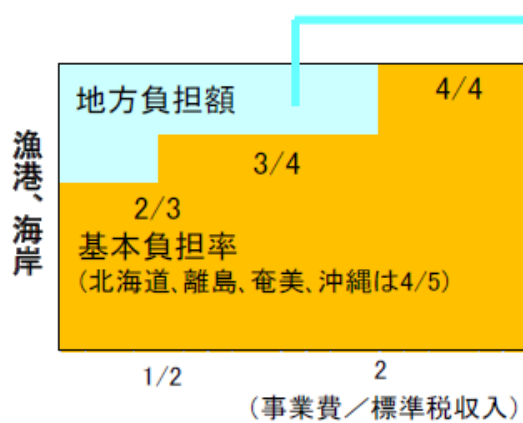
輸送施設 (鉄道、道路、駐車場、橋等)

海岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤等

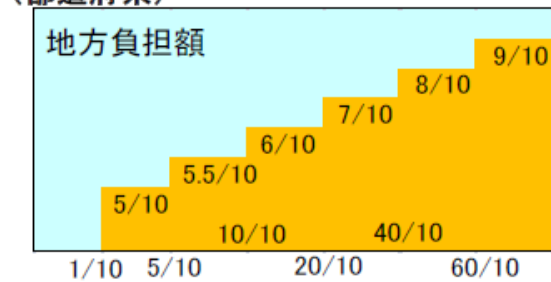
<財政措置>

災害復旧事業の国庫負担

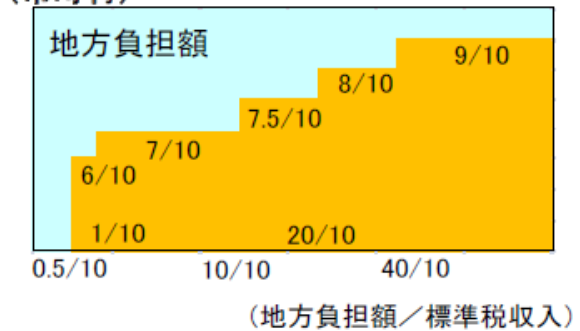


激甚災害における国庫負担の嵩上げ

について、激甚災害に係る災害復旧事業等の地方負担額に応じて、負担率を嵩上げ (都道府県)



(市町村)



地方財政措置

<災害復旧事業債>

起債充当率 現年災 100%
 過年災 90%
 交付税算入率 95%

《事業主体の実質負担率 1.7% (基本負担率、現年災の場合)》

② 農林水産業施設災害復旧事業

【根拠法令：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)】

<対象施設>

漁業用施設

- 沿岸漁場整備開発施設**
(消波施設、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路(しゅんせつによるものを除く)、水産動植物の定着のための捨石工等)
- 漁港施設**
(漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施

<財政措置>

災害復旧事業の国庫補助

漁業用施設	地方負担額	10/10
	9/10	
	6.5/10	基本補助率

3 6

(事業費/漁業世帯数相当の標準税収入)

地方財政措置

<災害復旧事業債>

起債充当率	現年災	90%
	過年災	80%
交付税算入率		95%

《事業主体の実質負担率 5.1% (基本補助率、現年災の場合)》

③ 漁港施設災害関連事業

事業内容：

負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する工事。

対象施設：

負担法の適用される全施設が対象

国庫補助率：

基準は 5/10 (海岸については北海道・離島 5.5/10、沖縄 6/10、奄美 2/3)

採択限度：

原則として 1 件当たりの工事費は、都道府県又は指定都市にあっては 800 万円以上、市町村にあっては 600 万円以上とし、災害復旧工事費に対し 100%を超えない範囲内の金額。

(2) 水産業共同利用施設の災害復旧

【根拠法令：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)】

①対象となる施設の所有者

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、地方公共団体等。

②対象となる施設

農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設。ただし、法定耐用年数の 1.4 倍を経過していない施設に限る。

③採択基準及び補助率

	採択基準	補助率	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害	40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域※	4/10	9/10
	その他の地域	3/10	5/10

※農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家 1 戸あたり負担額が 2 万円を超える地域

④補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。ただし、当該施設の再取得に要する経費の 20%を下限とする。

⑤事業の流れ

国 ⇒ 都道府県 ⇒ 事業実施主体



農林水産物倉庫



農林水産物処理加工施設



農林水産物処理加工施設



農林水産業用生産資材倉庫



共同作業場



種苗生産施設

事業名	漁港	漁業	漁村	海岸	事業主体	主な採択条件	基準負担率及び補助率	
	外郭施設	係留施設	輸送施設	共同利用施設				漁業集落排水施設
農林水産業共同利用施設 災害復旧事業 (暫定法)					<ul style="list-style-type: none"> 水産業協同組合 営利を目的としない法人 都道府県 市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 1箇所40万円以上の工事 	2/10	

※1 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
 ※2 消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路、着定基質(水産動植物の定着のための捨石工、コンクリートブロック工、敷砂工)
 ※3 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設

※4 水産業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの(水産物倉庫、水産業用生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設)
 地方公共団体の所有に係るもの(種苗生産施設、公害防止施設)

(3) 水産動植物養殖施設の災害復旧

水産動植物養殖施設が被災した場合、共同利用施設のみが前記(2)の水産業共同利用施設災害復旧事業の活用が可能であるが、被害が激甚な場合、非共同利用施設も含め、激甚災害法に基づく災害復旧事業の活用が可能となる場合がある。

①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(抄)

(開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第七条 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設(暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。)の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が十三万円以上のものに要する経費につき、都道府県が十分の九(第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。)を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が十分の九を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

- 一 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設
- 二 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
- 三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

②激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)

(抄)

(開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助の対象となる地域等)

第二十条 [略]

- 2 法第七条第三号に掲げる施設についての同条の政令で定める地域は、別に政令で定める水産動植物の養殖施設の種類ごとに、次の各号のいずれかに該当する市町村又は市町村の地先水面の区域とする。
 - 一 被災養殖施設(その市町村又はその市町村の地先水面において激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていた養殖施設で当該激甚災害を受けたものをいう。次号において同じ。)の面積又は数が、当該激甚災害の発生の際にその市町村又はその市町村の地先水面において養殖の用に供されていた養殖施設の面積又は数の百分の二十を超える市町村又は市町村の地先水面
 - 二 被災養殖施設に係る被害額の合計が二千万円を超える市町村又は市町村の地先水面
- 3 前二項の区域は、農林水産大臣が告示する。

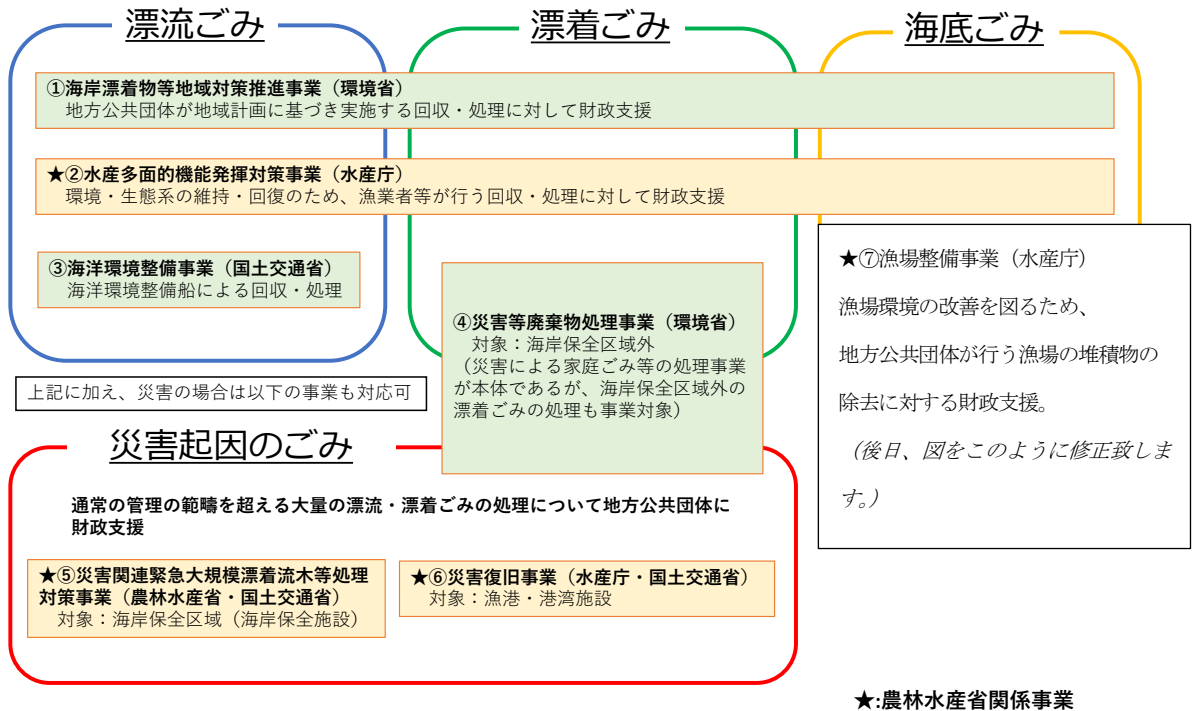
③激甚災害の指定

激甚災害指定基準(昭和37年12月7日付け中央防災会議決定)の10によると、水産動植物養殖施設の災害復旧事業に係る激甚災害の指定については、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとされている。

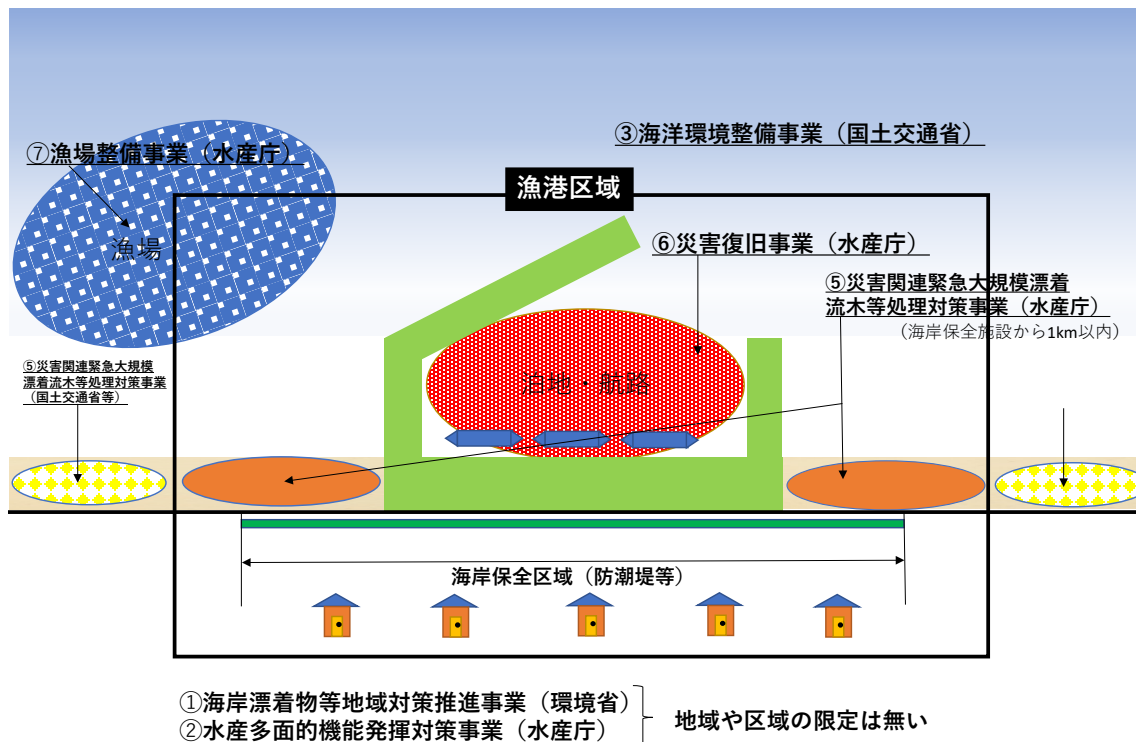
(4) 海岸等へ漂着した流木等への対応

流木等の海岸への漂着や漁港の埋そくによる被害について、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して対応している。その役割分担等のイメージを示すと次の通り。

①各省庁の漂流・漂着ごみ対策



②各省庁の漂流・漂着ごみ対策のイメージ



事業名	漁港	外郭	係留	輸送	漁業共同利用	漁業集落排水	漁村観地・広場	漁村観地・広場	海岸保全	海岸保全	事業主体	主な採択条件	基準負担率及び補助率
	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設			
災害関連緊急 大規模漂着流木等 処理対策事業											・都道府県 ・市町村 ●	・事業費 200万円以上 ・海岸保全区域内に漂着 ・海岸保全施設の区域及びこれらの施設から1km以内の区域に漂着 ・漂着量が1,000m ³ 以上	5/10

- ※1 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
- ※2 消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路、着定基質（水産動植物の定着のための捨石工、コンクリートブロック工、敷砂工）
- ※3 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設

- ※4 水産業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの（水産物倉庫、水産業用生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設）
- 地方公共団体の所有に係るもの（種苗生産施設、公害防止施設）

(5) 漁業集落環境施設の災害復旧

災害関連漁業集落環境施設復旧事業

負担法、若しくは暫定法による施設の災害復旧（いわゆる親災）に関連し、同じ漁港区域内で、同じ被災要因により漁業集落環境施設が被害を受けた場合に災害復旧する制度である。ただし、落雷による場合は、親災がなくても可能である

①事業概要（災害関連漁業集落環境施設復旧事業）

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した施設の災害復旧（漁港又は漁業用施設）に関連し、同一漁港区域内で同一災害により被害を受けた漁業集落環境施設を原形に復旧する工事。落雷による場合は、この限りではない。

②対象施設

漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、緑地・広場施設（植栽、運動施設等を除く。）、防災安全施設。

③国庫補助率

10分の5

④採択要件

- 1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。
- 2) 本事業に係る工事費が200万円以上であること。

事業名	漁港		漁業		漁村		海岸		事業主体	主な採択条件	基準負担率及び補助率
	外郭施設	水係施設	輸送施設	共同利用施設	漁業排水施設	緑地・広場施設	防災安全施設	大規模漁港排水等処理施設			
災害関連漁業集落環境施設復旧事業					●	●	●		・ 都道府県 ・ 市町村	負担法若しくは暫定法に基づく災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して同一漁港区域内で同一の災害により被害を受けた漁業集落環境施設 ・ 受益戸数 2戸以上 ・ 工事費 200万円以上	5/10

※1 国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
 ※2 消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、堤防、突堤、導流堤、水路、着定基質（水産動植物の定着のための捨石工、コンクリートブロック工、敷砂工）
 ※3 漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設

※4 水産業協同組合及び営利を目的としない法人の所有に係るもの（水産物倉庫、水産業用生産資材倉庫、水産物処理加工施設、水産業用生産資材製造施設、共同作業場、産地市場施設、種苗生産施設、養殖施設、水産業用機具修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設、給水施設、給油施設、公害防止施設）
 地方公共団体の所有に係るもの（種苗生産施設、公害防止施設）

4-4 水産地域まちづくりに対する支援策

水産地域に係る事前防災、復旧・復興計画を支援する主な事業について以下に示す。

(1) 漁業集落環境整備事業

①事業概要

水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進するため、漁業集落の生活環境の改善を図るもの。

②対象施設

【衛生関連施設整備】 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、地域資源利活用基盤施設、
用地整備

【防災関連施設整備】 漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編、
用地整備

③国庫補助率

2分の1等

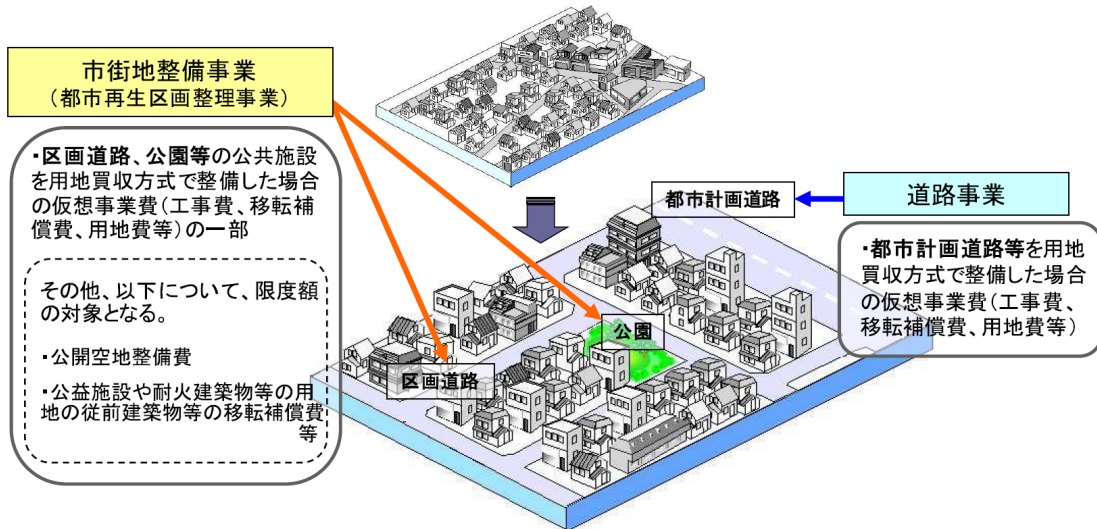
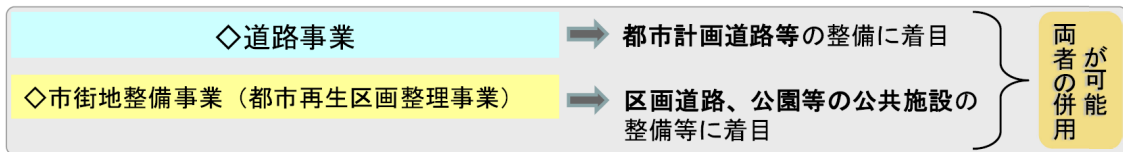
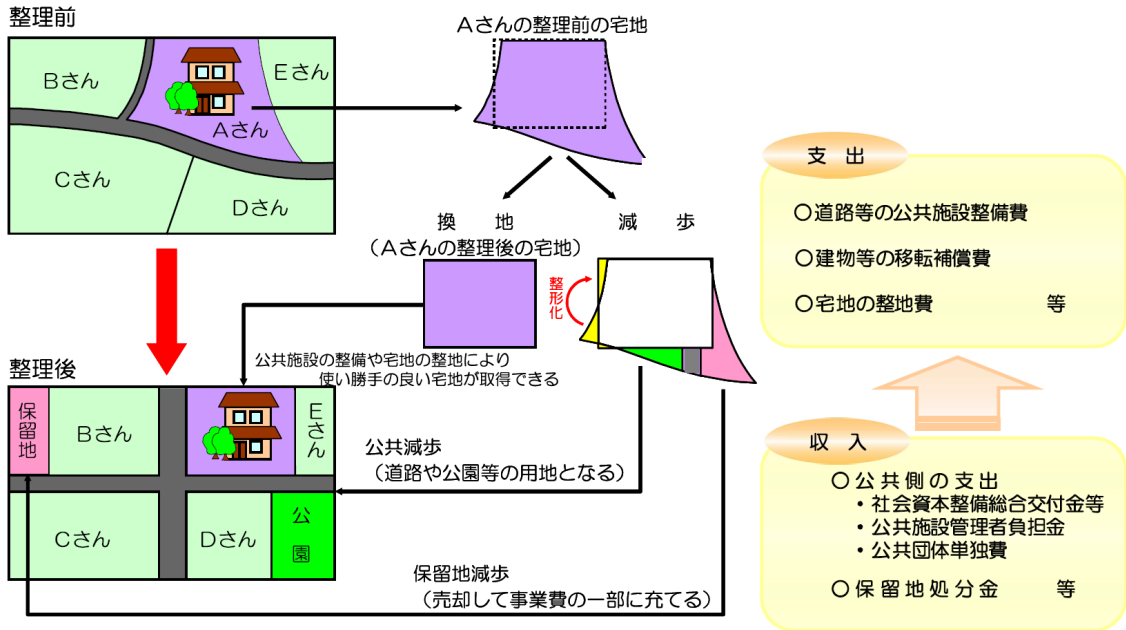
④事業費要件

総事業費は、3,000万円以上とする。

漁業集落排水施設及び水産飲雑用水施設整備で機能診断と機能保全計画策定のみの場合は3,000万円未満でも可。また、保全工事のみは250万円以上とする（離島等は150万円以上）。

用地整備、漁業集落道整備、防災安全施設整備で機能診断、機能保全計画策定及び保全工事のみの場合は、3,000万円未満でも可。

(2) 土地区画整理事業



社会資本整備総合交付金である道路事業と市街地整備事業(都市再生区画整理事業)の併用地区のイメージ

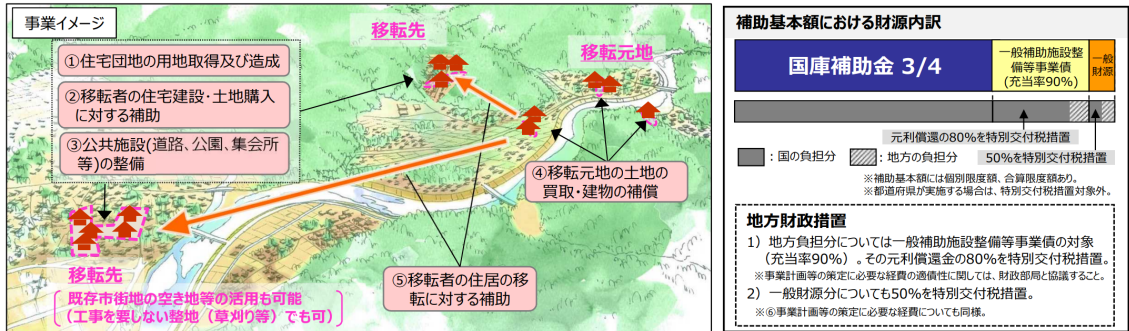
出典：国土交通省資料より

図-V-4 土地区画整理事業のイメージ

(3) 防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】 施行者 市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく） 移転元地（移転促進区域） 自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※） ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 移転先（住宅団地） 5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上	【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率3/4） ① 住宅団地の用地取得及び造成 （住居の移転に関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。） ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 （住宅ローンの利子相当額） ③ 住宅団地に係る公共施設の整備 ④ 移転元地の土地の買取・建物の補償 （やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。） ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助 ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率1/2）
---	---



出典：国土交通省資料より

図-V-5 防災集団移転促進事業のイメージ

[参考事例]平成 23 年 3 月 11 に発生した東日本大震災における支援事業

※対象期間：平成 23 年度～令和 2 年度

大規模災害発生時には特別な復興支援策が措置される場合がある。以下に、東日本大震災における支援事業の事例を示す。

表-V-4 復興交付金 基幹事業

番号	事業名
文部科学省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）
A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
A-4	埋蔵文化財発掘調査事
厚生労働省	
B-1	医療施設耐震化事業
B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業 （「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等）
C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 （水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）
D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）
D-4	災害公営住宅整備事業 （災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成等補助事業等）
D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）

D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除去、改良住宅の建設等）
D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等）
D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
D-11	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）
D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
D-15	津波復興拠点整備事業
D-16	市街地再開発事業
D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
D-20	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）
D-21	下水道事業
D-22	都市公園事業
D-23	防災集団移転促進事業
環境省	
E-1	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

（復興庁ホームページ）

(4) その他参考

強

35

C-5. 漁業集落防災機能強化事業
(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)

事業概要

被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進。

補助対象

- ① 漁業集落地盤嵩上げ・切盛土
- ② 漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備
- ③ 高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備

補助要件

- ・ 300人以上5,000人以下の漁業集落
- ※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては人口の下限値を50人に緩和
- ・ 漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落

(注)上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討

交付団体

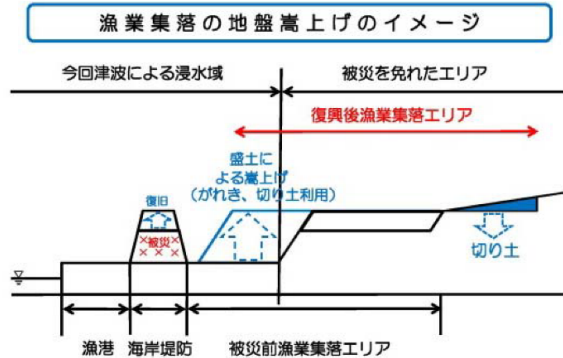
都道府県

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:1/2、市町村:1/2



D-23. 防災集団移転促進事業

事業概要

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

補助対象

- ① 住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限り)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- ⑦ 計画策定費

補助要件

・住宅団地の規模が5戸以上(移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数。)

交付団体

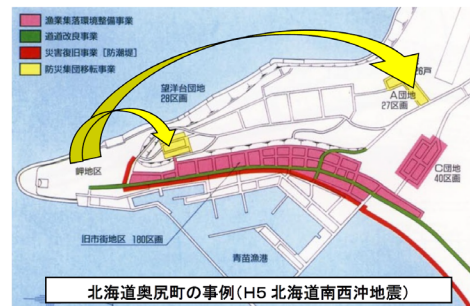
都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:3/4、地方公共団体:1/4



資料：復興庁ホームページ

4-5 水産業共同利用施設等の水産関連施設の整備に対する支援策

(1) 浜の活力再生・成長促進交付金

①対策のポイント

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備、環境負荷低減対策、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援する。

②事業目標

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

③主な内容

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

漁業所得の向上による浜の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な実行を支援するため、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等に対して支援する。

(交付率：定額、1/2、事業実施主体：民間団体等)

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取り組みに必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備、環境対策に資する施設・機器の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援する。


(交付率：1/2, 4/10, 1/3 等、事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等)

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「**浜の活力再生プラン（浜プラン）**」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

<事業目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業 浜プランの着実な推進を図るため、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援します。</p> <p>2. 水産業強化支援事業</p> <p>① 漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援します。</p> <p>② 感染症拡大防止を図るため、荷さばき施設等における衛生環境の強化に資する施設・機器の整備を支援します。</p>	<p>浜の活力再生プラン（浜プラン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」 ・漁業所得10%以上向上させることが目標 <p>【課題】 【検討】 【プラン作成】 【実践】</p> <p><以下の事業により、浜プランの推進を支援></p> <p>1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業</p> <p>2. 水産業強化支援事業</p> <p><ハード事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援 ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援 ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援 ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援 ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要を整備を支援 ・漁村交流人口の増加に向けた施設の整備を支援（令和3年度から） ・感染症拡大防止のための衛生環境の強化に資する施設・機器の整備を支援（令和3年度から） <p><ソフト事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援 ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援 ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援
<p><事業の流れ></p> <pre> graph TD A[国] -- 交付(定額,1/2) --> B[民間団体等] B -- (1の事業) --> C[事業実施主体] D[都道府県] -- 交付 --> E[事業実施主体] E -- (2の事業) --> C style B stroke:#00aaff,stroke-width:2px style C stroke:#00aaff,stroke-width:2px style D stroke:#00aaff,stroke-width:2px style E stroke:#00aaff,stroke-width:2px </pre> <p>1/2, 4/10, 1/3等</p>	 <p>荷さばき施設 鮮度保持施設 荷受け情報の電子化 種苗生産施設 津波避難タワー</p>

(2) 水産バリューチェーン事業

①対策のポイント

競争力のある加工・流通構造の確立や水産物の消費拡大のため、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援するとともに、加工原料の安定供給を図る取組や「新しい生活様式」の下での消費者ニーズに対応した水産物の消費を拡大する取組等を支援します。

②事業目標

魚介類（食用）の年間消費量（46.4kg/人〔令和9年度まで〕）

③主な内容

1. バリューチェーン連携推進事業

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通・販売の関係者が連携し、先端技術の活用等による物流や情報提供の効率化や高付加価値化等によるバリューチェーン構築の取組等を支援します。

2. 流通促進・消費等拡大対策事業

- ① 加工・流通業者等が、漁獲量が減少している加工原料を新たな魚種に転換する取組や連携して販路開拓等の様々な課題に対処する取組等を支援します。
- ② 水産加工業者等への原材料供給における平準化の取組を支援します。

③学校給食関係者等向けの講習会等の魚食普及活動や「新しい生活様式」の下で、新商品の開発や消費者の需要を喚起する情報発信等の水産物消費を拡大する取組を支援します。

3. 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

水産加工業者団体等が行う中核的人材育成に必要な専門家の派遣、個々の加工業者だけでは解決困難な課題解消のため関係機関や異業種と連携した取組等を支援します。

<対策のポイント>
競争力のある加工・流通構造の確立や水産物の消費拡大のため、**生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築**を支援するとともに、**加工原料の安定供給**を図る取組や「新しい生活様式」の下での**消費者の家庭食需要等に対応した水産物消費を推進**する取組等を支援します。

<事業目標>
魚介類（食用）の年間消費量の増加（46.4kg/人【令和9年度まで】）

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1. バリューチェーン連携推進事業 マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」をする上で支障となる課題を、水産バリューチェーン関係者が連携し、情報流・物流の高度化や先端技術の活用等を図ることで、克服しようとする取組等を支援します。</p> <p>2. 流通促進・消費等拡大対策事業 ① 加工・流通業者等が、加工原料を新たな魚種に転換する取組等を支援するとともに、消費者への魚食普及の取組を支援します。 ② 水産加工業者等への原料魚の安定供給等のための調整保管を支援します。 ③ 「新しい生活様式」の下での消費者の家庭食需要等に対応した鮮魚店等が行う生鮮魚介類の安全・安心・簡便な提供を定着させるための取組を支援します。</p> <p>3. 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業 水産加工業者団体等が行う中核的人材育成に必要な専門家の派遣、関係機関や異業種と連携した取組を支援します。</p>	<p>生産 → 加工・流通 → 販売・輸出 → 消費者</p> <p>沿岸漁業、沖合漁業、養殖業</p> <p>物流、輸出先国</p> <p>生産・加工・流通・販売の連携</p> <p>加工原料の安定供給、高鮮度保持等加工機器導入</p> <p>販路拡大、魚食普及、安全・安心・簡便な提供</p> <p>消費者の内食需要に対応</p> <p>安全・安心・簡便な提供</p> <p>外食・給食・小売等</p> <p>協業化等イノベーションPLAN</p> <p>派活交付金により、派プランに位置付けられた共同利用施設の整備等（漁業者と連携した取組等）を支援</p> <p>中核的人材等、商工会議所等関係機関、異業種</p>
<p><事業の流れ></p> <pre> graph LR A[国] -- 定額 --> B[民間団体] A -- 定額 --> C[民間団体] B -- 定額、1/2 --> D[漁業者団体等] C -- 委託、定額、1/2 --> D </pre>	<p>お問い合わせ先 水産庁加工流通課（03-3502-8203）</p>

(3) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

①対策のポイント

カーボンニュートラル、みどりの食料システム戦略の実現を目指し、漁業の省エネ化や環境負荷の軽減を強力に推進するとともに、新たな課題である不漁問題にも対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援する。

②事業目標

当該計画に取り組む漁業者の漁業所得向上（5年間で10%以上）

③主な内容

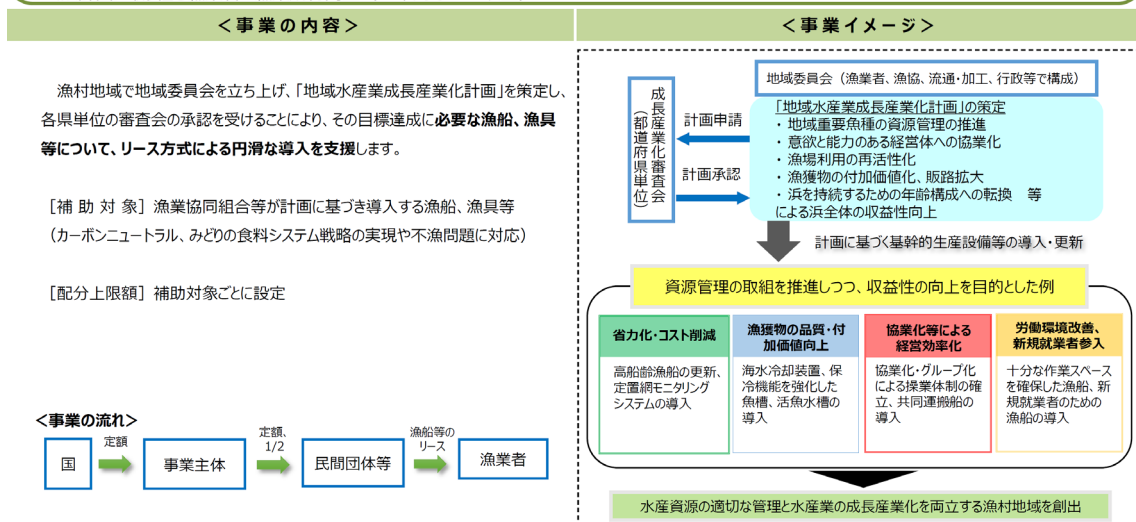
漁村地域で地域委員会を立ち上げ、「地域水産業成長産業化計画」を策定し、各県単位の審査会の承認を受けることにより、その目標達成に必要な漁船、漁具等について、リース方式による円滑な導入を支援する。

〔補助対象〕 漁業協同組合等が計画に基づき導入する漁船、漁具等（カーボンニュートラル、みどりの食料システム戦略の実現や不漁問題に対応）

〔配分上限額〕 補助対象ごとに設定

<対策のポイント>
 カーボンニュートラル、みどりの食料システム戦略の実現を目指し、漁業の省エネ化や環境負荷の軽減を強力に推進するとともに、新たな課題である不漁問題にも対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に取り組むため、沿岸漁村地域において必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援します。

<事業目標>
 当該計画に取り組む漁業者の漁業所得向上（5年間で10%以上）



[参考事例] 東日本大震災後の水産業への支援事例

東日本大震災により被害を受けた水産業の早期復旧から本格的な復旧・復興を目指し、以下のような支援が実施された。なお、現時点では実施していないものも含まれることに留意すること。

表-V-5 東日本大震災後の水産関係復旧・復興予算

事業名	概要	支援内容
漁船・共同定置網の復旧と漁船漁業の経営再開に対する支援		
漁業・養殖業復興支援事業のうちがんばる漁業復興支援事業	地域で策定した復興計画に基づき震災前以上の収益性確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築を行う漁協等に対し、3年以内で必要な経費（操業費用、燃油代等）を支援	補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10、2/3、1/2を支援） 事業実施主体：漁業協同組合等
漁船等復興対策	漁協等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入や漁業者グループによる省エネ機器整備の導入を支援	補助率：1/2、1/3以内、定額 事業実施主体：民間団体等
養殖施設の再建と養殖業の経営再開・安定化に向けた支援		
漁業・養殖業復興支援事業のうちがんばる養殖復興支援事業	地域で策定した復興計画に基づき5年以内の自立を目標として、生産の共同化による経営の再建に必要な経費（生産費用、資材費等）を支援	補助率：定額 事業実施主体：民間団体等
養殖施設災害復旧事業	激甚法に基づく養殖施設の災害復旧事業を実施	補助率：9/10以内 事業実施主体：民間団体等
水産業共同利用施設復旧整備事業のうち養殖施設復旧・復興関係	被災した漁協等が共同利用施設として養殖いかだ、はえ縄施設、採苗施設等を整備する取組を支援	補助率：2/3、1/2 事業実施主体：民間団体等
種苗発生状況等調査事業	震災後の海域環境下における種苗の発生状況や各地域の種苗特性を調査し、被災地に適した種苗の確保を促進	委託費 事業実施主体：民間団体等
種苗放流による水産資源の回復と種苗生産施設の整備に対する支援		
水産業共同利用施設復旧整備事業のうち種苗生産施設関係	被災した放流用種苗生産施設のうち規模の適正化や種苗生産機能の効率化・高度化を図る施設の整備を支援	補助率：2/3、1/2以内 事業実施主体：都道府県、民間団体等
被災海域における種苗放流支援事業	他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入による放流種苗の確保や放流種苗の生息環境を整える取組を支援	補助率：2/3、1/2以内、定額 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

水産加工流通業等の復興・機能強化に対する支援		
水産業共同利用施設復旧整備事業のうち漁協・水産加工協等共同利用施設復旧・復興関係	被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（荷捌き施設、加工処理施設、給油施設等）のうち、規模の適正化や衛生機能の高度化等を図る施設の整備を支援	補助率：2/3、1/2 以内 事業実施主体：都道府県、民間団体等
水産業共同利用施設復旧支援事業	被災した漁協、水産加工協等の水産業共同利用施設（製氷施設、市場、加工施設、冷凍冷蔵施設等）の早期復旧に必要な機器等の整備を支援	補助率：2/3、1/2 事業実施主体：漁協、水産加工協、事業協同組合、市町村等
復興水産加工業等販路回復促進事業のうち復興水産加工業等販路回復促進指導事業及び水産加工業等販路回復取組支援事業	被災地の水産加工業の販路回復等のため、水産加工・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援	補助率：定額、2/3 以内 事業実施主体：復興水産加工業販路回復促進センター
復興水産加工業等販路回復促進事業のうち加工原料等の安定確保取組支援事業	水揚げが本格的に再開されるまでの当面の間、緊急的に遠隔地から加工原料等を確保する際の掛かり増し経費を支援	補助率：1/2 以内 事業実施主体：漁協、漁連、水産加工協、水産加工連
農林水産業共同利用施設災害復旧事業（経営局計上）	激甚法に基づく被災した漁協等が所有する水産業共同利用施設の復旧	補助率等： 一般災害：2/10 激甚災害：4/10（～40万円までの部分）、9/10（40万円を超える部分）等 事業の対象となる施設の所有者：水産業協同組合、地方公共団体等
漁港、漁村等の復旧・復興		
水産関係施設等被害状況調査事業	被災地域における漁港、漁船、養殖施設、定置網等の漁業関係施設等の被害状況の調査	補助率：委託費 事業実施主体：民間団体等
漁港関係等災害復旧事業（公共）	地震や津波の被害を受けた漁港、海岸等の災害復旧及びこれと合わせて行う再度災害防止のための災害関連事業を実施	国費率（基本）：2/3、6.5/10、5/10 事業実施主体：国、都道府県、市町村等
水産基盤整備事業（公共）	拠点漁港の流通・防災機能の強化、水産加工場等用地のかさ上げ・排水対策、漁場生産力回復のための整備等を実施するとともに、地震・津波の危険が高い地域での漁港の防災対策を強化	補助率：1/2 等 実施主体：地方公共団体等

水産業共同利用施設復旧整備事業のうち漁港施設復旧・復興関係	被災した漁港の機能回復を図るための施設を整備	補助率：2/3、1/2 以内 事業実施主体：都道府県
農山漁村地域整備交付金（公共）	被災地及び東海・東南海・南海地震に伴う津波が想定される地域に重点化し、早急に海岸保全施設の整備等を実施	補助率：1/2 等 事業実施主体：地方公共団体等
がれきの撤去による漁場回復活動に対する支援		
漁場復旧対策支援事業	漁業者等が行うがれき撤去、底びき網漁船等による広域的ながれき撤去の取組や操業中に回収したがれき処理への支援、被害漁場の回復状況等の調査結果を踏まえ、改良漁具の開発や漁場の機能回復・環境改善対策への支援を実施	補助率：定額、8/10 事業実施主体：都道府県、漁連、漁協、民間団体等
燃油・配合飼料の価格高騰対策、担い手確保対策		
漁業経営セーフティネット構築事業	震災復興の阻害要因である燃油・配合飼料価格の高騰の影響を緩和するために、国と漁業者・養殖業者が積み立てている基金の臨時積み増しを行い、補填金の安定的な支払いを確保	補助率：定額 事業実施主体：民間団体
漁業復興担い手確保支援事業	漁業関係の雇用の維持・確保のための若青年漁業者の技術習得の支援や漁家子弟の就業支援等の実施、漁協を通じた経営再建指導等による被災地の担い手の経営を支援	補助率：定額 事業実施主体：民間団体等
漁業者・加工業者等への無利子・無担保・無保証人融資の推進		
水産関係資金無利子化事業	災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金（水産加工資金を含む。）、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金を実質無利子化	補助率：定率 事業実施主体：全国漁業協同組合連合会
水産関係公庫資金無担保・無保証人事業	日本政策金融公庫の災害復旧・復興に係る資金について、実質無担保・無保証人による融資を推進	出資 事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
漁業者等緊急保証対策事業	漁業者・漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証を支援	補助率：定額 事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
保証保険資金等緊急支援事業	東日本大震災により急増が見込まれる保証保険機関の代位弁済経費等を助成	補助率：定額 事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金
漁協経営再建緊急支援事業	漁協等が経営再建のために借り入れる資金の実質無利子化	補助率：定額 事業実施主体：全国漁業協同組合連合会

漁船保険・漁業共済支払への対応		
漁船保険・漁業共済の再保険金等の支払	東日本大震災により発生する漁船保険の再保険金及び漁業共済の保険金の支払いに充てるための特別会計への繰入れ	特別会計における再保険金等の支払源不足相当額の繰入 事業実施主体：国
漁船保険組合及び漁業共済組合支払保険金等補助事業	被災した地域の漁船保険組合及び漁業共済組合の保険金等の支払財源を支援	補助率：定額 事業実施主体：漁船保険中央会、全国漁業共済組合連合会
原子力被害対策		
水産物の放射性測定調査委託事業	原発事故周辺海域の水産物の放射性物質調査、放射性物質の高精度分析に必要な機器・分析体制の強化	補助率：委託費 事業実施主体：民間団体等、独立行政法人水産総合研究センター（現国立研究開発法人）
放射性物質影響調査推進事業	原発事故周辺海域の回遊性魚種等の水産物に含まれる放射性物質の調査	補助率：委託費 事業実施主体：民間団体等
海洋生態系の放射性物質挙動調査事業	我が国周辺海域において、食物連鎖を通じた放射性物質の濃縮の過程等の挙動を明らかにするための科学的な調査等の実施	交付金：定額 事業実施主体：国立研究開発法人水産研究・教育機構
東日本大震災復興交付金（使い勝手のよい交付金）による支援		
水産業共同利用施設復興整備事業	被災した市町村の共同利用施設や地域の復興方針等に沿った加工流通施設の整備	補助率：1/2 事業実施主体：市町村、民間団体
農林水産関係試研究機関緊急整備事業	被災県の基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等の整備	補助率：1/2 事業実施主体：都道府県
漁港施設機能強化事業	被災地域における市町村営漁港の漁港施設用地かさ上げ・排水対策等の整備	補助率：1/2 等 事業実施主体：市町村
漁業集落防災機能強化事業	被災地域における漁業集落の地盤の嵩上げや生活基盤等の整備	補助率：1/2 事業実施主体：市町村
農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業	被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点等の復興等を支援	補助率：1/2 以内 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	被災地域における集落排水等の集落基盤、農地・農業用施設的生活基盤等の整備	補助率：1/2 等 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

4-6 制度資金

(1) 農林漁業セーフティネット資金

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、漁業経営の維持安定が困難な漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を（株）日本政策金融公庫が融通する制度である。

1. 借入対象者

(1) 経営改善漁業者（※）

(2) 漁業者（漁業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの、又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるもの）

※ 経営改善漁業者とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条第 1 項に規定する漁業経営改善計画を作成して、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者をいう。

2. 借入条件

(1) 資金使途

イ 自然災害（台風、津波、赤潮、海洋汚染等）により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金

ロ 法令に基づく行政処分等により経済的損失を受け漁業経営の維持安定に必要な資金

ハ 社会的・経済的環境変化等により経営状況等が悪化している場合※に、漁業経営の維持安定に必要な資金

※売上の減少（前期比 10%以上）、所得率が前期に比し悪化、水産物価格の低下又は資材等の価格高騰、取引先の破綻による売掛金債権等の回収不能など

(2) 借入限度額：①600 万円

②簿記記帳を行っている場合に、年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 に相当する額のいずれか低い額

C. 借入金利：0.17%～0.25%（令和 4 年 3 月 18 日現在）

D. 償還期限：10 年以内（据置 3 年以内）

3. 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要書類を提出

(2) 農林漁業施設資金

漁船、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するために必要な長期資金を(株)日本政策金融公庫が融通する制度である。

1. 借入対象者

- (1) 漁業を営む個人・法人(常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下)
- (2) 漁業生産組合
- (3) 水産業協同組合(漁業生産組合を除く)(共同利用施設に限る)

2. 借入条件

(1) 資金使途

災害により漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

① 農林漁業施設(主に大臣指定施設)

漁船、漁具、内水面養殖施設(ふ化室、養魚池、餌料倉庫等)、海面養殖施設(養殖用筏施設、養殖池、養殖作業用船舶、作業場、給餌施設、処理加工施設、人工採苗施設、倉庫、運搬船等)、漁船漁業用施設(水産物処理加工施設、作業場等)の復旧に要する費用

② 共同利用施設

漁業協同組合等が設置する水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧に要する費用

- (2) 借入限度額: 負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船(20トン未満)1,000万円等)のいずれか低い額(共同利用施設は負担額の80%)
- (3) 借入金利: 0.17%~0.45%(令和4年3月18日現在)
- (4) 償還期限: 15年以内(据置3年以内)(共同利用施設は20年以内(据置3年以内))

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫の各支店(農林水産事業)、沖縄振興開発金融公庫

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの公庫各支店に必要書類を提出

(3) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

1. 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建設又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

2. 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

3. 貸付条件

貸付対象者	貸付金利	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者 (20 t 未満)	0.50%	9 千万円	1 号/漁船：20 年 (3 年)	原則 80%
(20 t 以上)	0.50%	3 億 6 千万円	(機器等：10 年 (3 年))	
養殖業者 (個人)	0.50%	9 千万円	2 号/施設：15 年 (3 年)	
(法人)	0.50%	3 億 6 千万円	(漁協等：20 年 (3 年))	
水産加工業者	0.50%	9 千万円	3 号/器具：7 年 (2 年)	
複合経営	0.50%	3 億 6 千万円	(漁協等：10 年 (2 年))	
漁協等	0.50%	12 億円	4 号/漁具・養殖施設 ：5 年 (2 年) (大型定置網：10 年 (2 年))	
			5 号/種苗・育成費 ：5 年 (2 年)	
			6 号/漁村施設 ：20 年 (3 年)	
			7 号/特認：15 年 (3 年)	

※貸付金利は令和 4 年 3 月 18 日現在

4. 融資期間

漁協協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林漁業中央金庫 等

4-7 漁業共済・漁船保険

(1) 漁業共済制度

漁業共済制度は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする。

漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、保険の仕組みを活用して行う共済事業である。

表-V-6 漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(操業経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(養殖経費相当分の一部)を補償 【物損保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少(PQの減)による損失(養殖経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

※「収穫高保険方式」… 被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式

※「物損保険方式」… 被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

漁業共済の体系

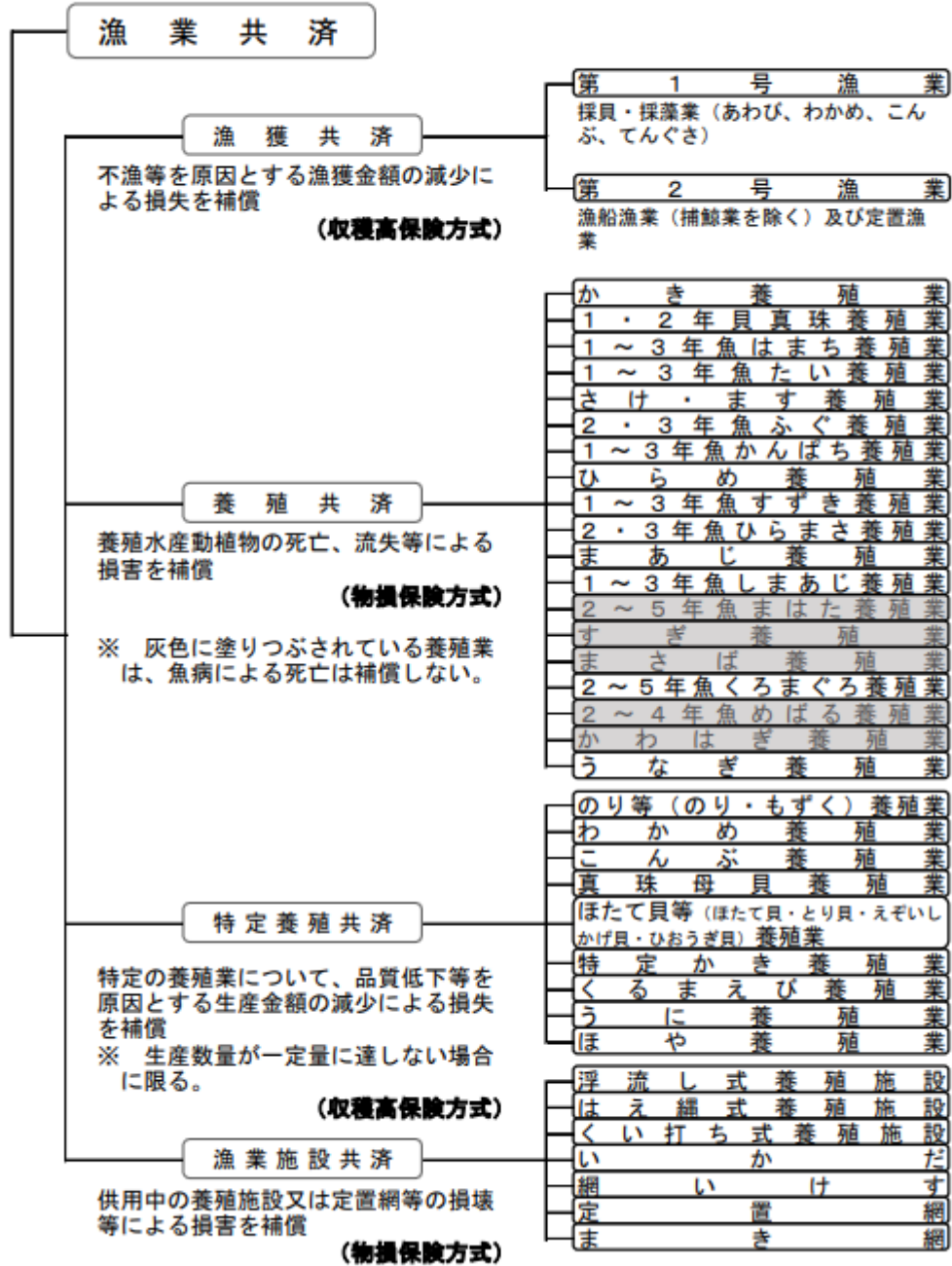


図-V-6 漁業共済の体系

(2) 漁船保険制度

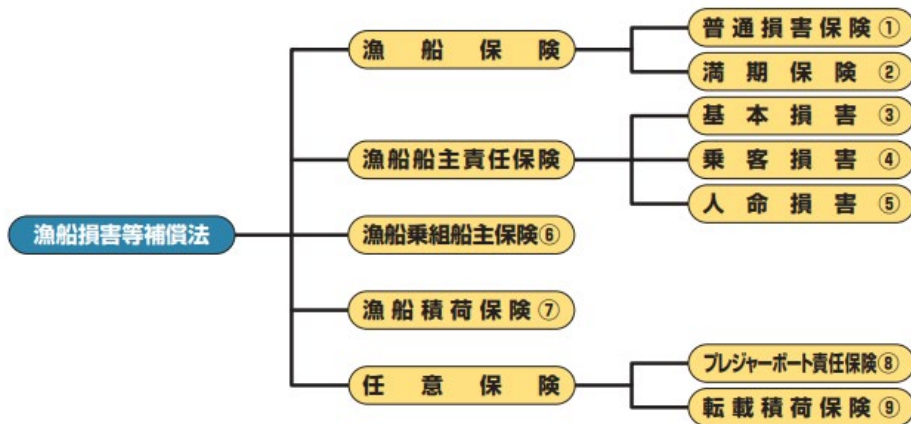
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。

漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁船保険組合の構成員相互間の保険として行う相互保険事業である。

表-V-7 漁船損害等補償法に基づく保険の種類及び内容

漁船保険	滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を填補する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を填補する。
漁船乗組船主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。

※ 特定事故（戦争、変乱、襲撃、捕獲、拿捕又は抑留によって生じた事故）により生じた損害は保険種類ごとに特約がある場合に限り、乗組員の抑留期間中の給与支払いに必要な費用は漁船船主責任保険に特約がある場合に限り、填補する。



■日本漁船保険組合が取り扱う保険には次の 9 種類があります。

① 普通損害保険 ② 満期保険	船体の損害	沈没、座礁、火災などの事故によって漁船の船体、機関、設備などに生じた損害に対して保険金をお支払いします。
	事故時の費用	漁船を救助するために要した費用に対して保険金をお支払いします。 官公署の命令等に基づく船骸撤去費用に対して保険金をお支払いします。 法令等に基づく水面清掃費用に対して保険金をお支払いします。
漁船船主責任保険 ③ 基本損害	対人	衝突等によって、相手船の乗船者や遊泳者を死傷させ、賠償金を負担することによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
	対物	衝突等によって、相手船や積荷、養殖施設や海産物、相手船乗組員等の所持品に損害を与え、賠償責任を負担することによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
漁船船主責任保険 ④ 乗客損害	対人	衝突等によって、自船の利用者を死傷させ、賠償責任を負担することによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
	対物	衝突等によって、自船の利用者の所持品に損害を与え、賠償責任を負担することによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
漁船船主責任保険 ⑤ 人命損害	乗組員の保険	乗組員が船上での不慮の事故により死亡したり、行方不明になった場合又は後遺障害の状態になった場合に、乗組員に支払った給付金に対して保険金をお支払いします。

図-V-7 漁船保険制度の概要 (1/2)

資料：日本漁船保険組合

⑥ 漁船乗組船主保険	船主の保険	漁船の乗船船主（船主であり同時に乗組員である者）が、乗船上において不慮の事故によって死亡したり行方不明となった場合又は後遺障害の状態になった場合に一定金額の保険金をお支払いします。
⑦ 漁船積荷保険	積荷の損害	漁船に発生した事故が原因となって、その漁船に積載されていた漁獲物や仕込みに生じた損害に対して保険金をお支払いします。
⑧ プレジャーボート責任保険	漁船以外の 保険	5トン未満のプレジャーボートの運航に伴って生じた賠償責任や、救助費用などに対して保険金をお支払いします。
⑨ 転載積荷保険		冷凍運搬船に転載した漁獲物等に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

一部の保険には次の特約があります。

漁具特約	漁具がその属する漁船とともに全損となった場合に限りて保険金をお支払いします。 なお、この特約は、普通損害保険、満期保険に付すことができます。
戦乱等特約	戦争・変乱・襲撃・捕獲・拿捕・抑留によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。 なお、この特約は、普通損害保険、満期保険、漁船船主責任保険（基本損害、乗客損害、人命損害）、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険および漁具特約に付すことができます。
漁具損害 填補特約	他の漁船の船体に固定・固縛された作業中の漁具と加入漁船の直接接触により生じた損害又は外国の200海里水域内において外国漁船の作業中の漁具に加えた損害に対して保険金をお支払いします。 なお、この特約は、漁船船主責任保険（基本損害）に付すことができます。
海外油濁損害 賠償填補特約	外国の200海里水域内において油その他の水質汚濁物質が原因となって生じた損害により外国の法令等で課せられた賠償責任に基づく損害に対して保険金をお支払いします。 なお、この特約は、漁船船主責任保険（基本損害）に付すことができます。
漁船乗組員 給与特約	漁船の乗組員が抑留された場合に、その乗組員の給与の支払いに必要な費用について保険金をお支払いします。 なお、この特約は、漁船船主責任保険（基本損害）に付すことができます。

図-V-8 漁船保険制度の概要（2/2）

資料：日本漁船保険組合

4-8 支援パッケージについて

政府では、甚大な被害が発生した災害毎に、円滑な復興に資するよう、その被害の内容に則して活用可能な支援策をパッケージで周知している。

近年、政府が打ち出した支援パッケージの例を以下に示す。

- (1) 大雪等により被災された農林漁業者の皆様へ（令和3年2月、農林水産省）
(URL: https://www.maff.go.jp/j/saigai/setgai/pdf/ooyuki_minasama.pdf)

(参考資料)

大雪等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和2年から3年までの冬期の大雪による農林水産関係被害への支援対策

令和3年2月
農林水産省

Ver.1-1

(2) 大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ（令和3年7月、農林水産省）
(URL: http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/r0207/pdf/shien_minasama.pdf)

(参考資料)

大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和2年7月豪雨による農林水産関係被害への支援対策

令和2年7月
農林水産省

(3) 台風や大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ（令和元年11月、農林水産省）

(URL: https://www.maff.go.jp/j/keiei/sien/tuyotan_kofukin/attach/pdf/index-10.pdf)

(参考資料)

台風や大雨等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨
(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、
台風第19号等による農林水産関係被害への支援対策

令和元年11月
農林水産省

(4) 令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ(令和3年2月、内閣府)

令和3年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ

令和3年2月26日
内閣府(防災担当)
とりまとめ

1. 基本方針

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年の節目を迎えようとしている中で発生した福島県沖を震源とする地震に対し、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに対応を進めていく。コロナ禍における被災地の早期復旧への支援をすすめ、ワクチン接種の実施に支障が出ないようにする。また、今後も、被災地の課題や防災・減災、国土強靱化の取組などについてもしっかりと対応していく。
- 引き続き被災者の目線に立ち、被災自治体等とともに、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 生活再建

- 住まいの確保
 - ・被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)
 - ・救助法の応急修理等の実施、**耐震改修等への支援**
 - ・住宅補修等の相談窓口設置、現地相談実施への支援
- 災害廃棄物の処理
 - ・**特例的な半壊家屋の解体支援等による早期再建支援**
 - ・被災した農業用ハウス等の処理の支援
- 被災地の受験生・学生等への支援
 - ・**被災地域の受験生等への配慮**(追試験・振替試験等)
 - ・修学支援(授業料等減免・給付型奨学金等)、心のケア等
- 金融支援等
 - ・金融機関の返済猶予等の柔軟な対応、自然災害債務整理ガイドラインによる被災者の債務整理支援

(2) 生業の再建

- 中小・小規模事業者の支援
 - ・**中小企業等グループ補助金を特例として措置**、事業再開・継続を支援(**補助率:最大3/4**)
 - ※東日本大震災からの復興途上にあり、コロナの影響を受けている事業者に対して、一定の要件の下、**定額補助**(最大5億円)
 - ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
- 農林漁業者の支援
 - ・**営農再開に向け**、種子等の確保、収穫・調製作業、共同利用施設、農業用ハウス、畜舎等の再建等を**総合的に支援**
 - ・特用林産振興施設や水産業共同利用施設等の再建・修繕・撤去等を支援
 - ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
- 観光復興に向けた支援
 - ・**風評対策**として、SNSやHPを通じ**正確な被災地情報等を発信**するとともに、**観光資源の磨き上げ、魅力発信**を支援



【被災したホテル館内】



【ハウス内の設備破損】

(3) 災害復旧、ライフライン支援

- 公共土木施設等の迅速な災害復旧(被災した公共土木施設・農林水産業施設等の災害復旧、TEC-FORCE・MAFF-SATによる支援)
- 公共施設等の復旧支援(医療施設・水道施設・学校施設・社会教育施設・社会福祉施設等の復旧) ○公共交通機関への支援
- 東日本大震災からの復興事業(実施中の復興事業に対する支援)
- ・本支援策により生じる地方負担については、被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、適切に地方財政措置を講じる。

4-9 経済産業省の被災中小企業・小規模事業者対策

経済産業省は災害救助法が適用された被災地域を対象として、以下の被災中小企業・小規模事業者対策を講じている。この他にも災害に応じて被災中小企業・小規模事業者対策を実施しており、詳細は経済産業省のHP等をご参照頂きたい。

1. 特別相談窓口の設置

被災地域の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構地域本部、及び地方経済産業局に特別相談窓口を設置。

2. 災害復旧貸付の実施

対象となる災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、被災地域の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施。

3. セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された被災地域において、対象災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用。

官報にて地域の指定を告示、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を実施。

4. 既往債務の返済条件緩和等の対応

被災地域の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、対象の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請。

5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された被災地域において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用。

[各支援の概要]

<p>日本政策金融公庫 の災害復旧貸付</p>	<p>1. 対象者 ○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者</p> <p>2. 制度内容</p> <table border="1" data-bbox="459 398 1248 562"> <tr> <td></td> <td>国民生活事業</td> <td>中小企業事業</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>3千万円 (※1)</td> <td>1億5千万円 (別枠)</td> </tr> <tr> <td>融資期間 (うち据置期間)</td> <td colspan="2">10年以内 (2年以内) (※2)</td> </tr> <tr> <td>金利 (※3)</td> <td>1.23%</td> <td>1.08%</td> </tr> </table> <p>(※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 (※2) 国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間 (うち据置期間) です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内 (うち据置期間2年以内) です。 (※3) いずれも令和4年4月1日現在、貸付期間5年の場合</p>		国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円 (※1)	1億5千万円 (別枠)	融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (2年以内) (※2)		金利 (※3)	1.23%	1.08%
	国民生活事業	中小企業事業											
融資限度額	3千万円 (※1)	1億5千万円 (別枠)											
融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (2年以内) (※2)												
金利 (※3)	1.23%	1.08%											
<p>セーフティネット 保証4号</p>	<p>1. 制度概要 ○自然災害等の突発的事由 (噴火、地震、台風等) により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証 (100%保証) を行う制度。</p> <p>2. 災害の指定基準 (1) 災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき (2) 災害救助法が適用された災害及び地域</p> <p>3. 対象中小企業者 (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)</p> <p>4. 内容 (保証条件) ①対象資金：経営安定資金 ②保証割合：100%保証 ③保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円 (別枠) → <table border="1" data-bbox="1077 1361 1264 1458"> <tr> <td>【一般保証限度額】</td> </tr> <tr> <td>普通保証 2億円以内</td> </tr> <tr> <td>無担保保証 8,000万円以内</td> </tr> <tr> <td>+</td> </tr> <tr> <td>【別枠保証限度額】</td> </tr> <tr> <td>普通保証 2億円以内</td> </tr> <tr> <td>無担保保証 8,000万円以内</td> </tr> </table> ④保証人：原則第三者保証人は不要</p>	【一般保証限度額】	普通保証 2億円以内	無担保保証 8,000万円以内	+	【別枠保証限度額】	普通保証 2億円以内	無担保保証 8,000万円以内					
【一般保証限度額】													
普通保証 2億円以内													
無担保保証 8,000万円以内													
+													
【別枠保証限度額】													
普通保証 2億円以内													
無担保保証 8,000万円以内													
<p>小規模企業共済災 害時貸付</p>	<p>1. 貸付対象者 小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時 (4月末日及び10月末日) までに、12か月以上の掛金を納付している共済契約者 (ただし、貸付限度額が50万円以上) であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所 (※1) を有し、かつ、当該災害の影響により次の (1) 又は (2) の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産 (※1) について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高 (※1) が前年同月に比して減少することが見込まれること。</p> <p>(※1) 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。</p>												

	<p>2. 貸付条件</p> <p>(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</p> <p>(2) 貸付利率：年0.9%（令和4年3月17日現在）</p> <p>(3) 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月、505万円以上 60ヵ月</p> <p>(4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還</p> <p>(5) 担保、保証人：不要</p> <p>(6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店</p> <p>3. その他</p> <p>以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）</p> <p>①被災したことを証明する下記いずれかの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書 ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式） <p>②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が小規模企業共済災害時貸付の概要分かるもの）</p> <p>③貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本）</p> <p>④本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）</p> <p>⑤収入印紙</p> <p>（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。</p>
--	---

[令和3年度に発生した災害における災害救助法適用事例]

対象災害：鳥取県松江市における大規模火災 対象地域：島根県松江市
対象災害：令和3年7月1日からの大雨による災害 対象地域：静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県の9市2町
対象災害：台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害 対象地域：青森県の1市1町1村
対象災害：令和3年8月11日からの大雨による災害 対象地域：長野県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県及び長崎県の13市7町1村
対象災害：令和3年長野県茅野市において発生した土石流にかかる災害 対象地域：長野県茅野市
対象災害：令和4年福島県沖を震源とする地震による災害 対象地域：宮城県及び福島県の全市町村（27市51町16村）